

保 安 規 程

第 1 章 総 則

【目 的】

第 1 条 当事業場における電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第 4 2 条第 1 項の規定に基づき、この規程を定める。

【保安管理業務の委託】

第 2 条 当事業場の電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）は、電気事業法施行規則第 5 2 条の 2 第 2 号の要件に該当する者に委託するものとする。

2 前項の保安管理業務の範囲については、電気保安管理会社との契約により定めるものとする。

【法令及び規程の遵守】

第 3 条 当事業場の設置者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

【細則の制定】

第 4 条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

【規程等の改正】

第 5 条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正にあたっては、保安業務担当者の意見を求めるものとする。

第 2 章 保安に関する業務の運営管理体制

【保安に関する業務の管理及び組織】

第 6 条 当事業場の電気工作物の保安に関する業務は、代表者又は代表者が指名した者が総括管理するものとする。

2 保安に関する業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別表 1 「電気保安組織図」のとおりとする。

3 電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安のために必要な事項を保安業務担当者に連絡する者（以下「連絡責任者」、発電所を設置している場合には「発電所担当者」という。）を指名し、その氏名，連絡方法等を保安業務担当者に通知するものとする。

4 連絡責任者又は発電所担当者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合は、その業務を代行させるため代務者を指名するとともに、その旨を保安業務担当者に通知するものとする。

5 前各項に変更が生じた場合は、保安業務担当者に通知するものとする。

【設置者の義務】

第 7 条 電気工作物の安全な運用を確保するために、日常随時、電気工作物等の異常の有無に注意するとともに異常が認められたときは速やかに保安業務担当者に連絡するものとする。

2 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定し又は実施しようとするときは、保安業務担当者の

意見を求めるものとする。

- 3 電気工作物の保安に関する保安業務担当者の意見は、これを尊重するものとする。
- 4 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係ある場合には、保安業務担当者と協議のうえこれを作成するものとする。
- 5 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、保安業務担当者を立ち合わせるものとする。

【従事者の義務】

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、その保安に関し、保安業務担当者の指導を受けるものとする。

第3章 保 安 教 育

【保安教育】

第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安のために必要な知識及び技能の教育を行うものとする。

- 2 前項の教育については、保安業務担当者と協議のうえ実施するものとする。

【保安に関する訓練】

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気事故その他非常災害が発生したときの措置について、必要に応じ演習訓練を行うものとする。

- 2 前項の演習訓練については、保安業務担当者と協議のうえ実施するものとする。

第4章 工事の計画・実施

【工事の計画】

第11条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替え及び廃止等をいう。以下同じ。）の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、保安業務担当者の意見を求めるものとする。

【工事の実施】

第12条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、作業責任者を置くとともに、保安業務担当者の指導、監督のもとにこれを施工するものとする。

- 2 電気工作物に関する工事が完了した場合には、竣工検査を行い、保安業務担当者にその工事が工事の計画に従って行われたものであること、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合するものであること、その他保安上支障がないことを確認させるものとする。
- 3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第5章 保 守

【巡視、点検、測定】

第13条 電気工作物の保安のための日常巡視、月次点検、年次点検、臨時点検は、別表2に定める点検業務実施要領及び別表3に定める点検基準に従い計画的に行うものとする。

- 2 前項の年次点検を実施する場合には、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録

保安業務担当者により確認されている場合にあつては、その業務を電気工事会社、メーカー、保全業者等に実施させることができるものとする。

3 前項の実施計画を策定するにあつては、保安業務担当者と協議するものとする。

【電気工作物の維持】

第14条 巡視、点検、測定等の結果、技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、技術基準に適合するよう維持するものとする。

【事故の再発防止】

第15条 電気工作物に関する事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時点検を行いその原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

2 事故その他異常の発生の原因究明並びに再発防止のためにとるべき措置の検討にあつては、保安業務担当者の指導、助言又は協力を求めるものとする。

第6章 運 転 又 は 操 作

【運転又は操作】

第16条 平常時及び事故その他異常発生時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序、操作方法については、保安業務担当者の意見を聞いてあらかじめ定め、見やすい場所に掲示しておくものとする。

2 受電用の遮断器又は開閉器を操作する場合は、必要に応じて電気事業者に連絡するものとする。

3 発電所を長期に亘って運転を停止する場合には、主要機器の点検及び手入れを行い、必要な個所に防塵、防錆及び防湿対策を行うものとする。

4 発電所を長期停止後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じ試運転を行って保全の確保に万全を期すものとする。

第7章 電 気 事 故 及 び 災 害 対 策

【防災体制】

第17条 電気事故その他非常災害に備えて、電気工作物の保安及び人命を確保するために、保安業務担当者と協議のうえ、適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

【電気事故時等の措置】

第18条 電気工作物に関する事故その他異常が発生し又は発生するおそれがある場合には、連絡責任者、発電所担当者又は代務者は、直ちに保安業務担当者その他関係先に報告又は連絡し、その指示を受けて適切な応急措置をとるものとする。

2 事故その他異常発生時の報告又は連絡すべき事項及び通報先等は、受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい場所に掲示しておくものとする。

【災害等発生時の措置】

第19条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に伴い電気工作物に係る保安に重大な影響がある場合又はそのおそれがある場合、連絡責任者、発電所担当者又は代務者は、速やかに保安業務担当者に連絡し、その指示を受けるものとする。

- 2 連絡責任者、発電所担当者又は代務者は、災害等の発生に伴い危険と判断したときは、直ちに当該範囲の電源を停止することができるものとする。

第8章 記 録

【記録等の保管】

第20条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は次の各号に定めるところにより記録し、これを3年間保存するものとする。

- 一 巡視、点検、測定及び試験の記録
 - 二 電気事故に関する記録
 - 三 絶縁監視装置からの警報の自動伝送記録
- 2 主要電気機器の補修記録は、別に定める設備台帳に記録し、当該機器が存在する期間保存するものとする。

第9章 責 任 の 分 界

【責任の分界】

第21条 電気事業者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電気事業者と協議して定めるところとする。

第10章 雑 則

【危険の防止】

第22条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所には、危険である旨を表示するとともに、取扱者以外の者が立ち入らないように柵、塀等を設け、出入口に施錠装置及び立入り禁止表示を施設するものとする。

【備品等の整備】

第23条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等は、保安業務担当者と協議のうえ整備し、適切に保管するものとする。

【設計図及び関係書類の整備】

第24条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等は、当該設備が存在する期間整備保存するものとする。

【手続書類等の整備】

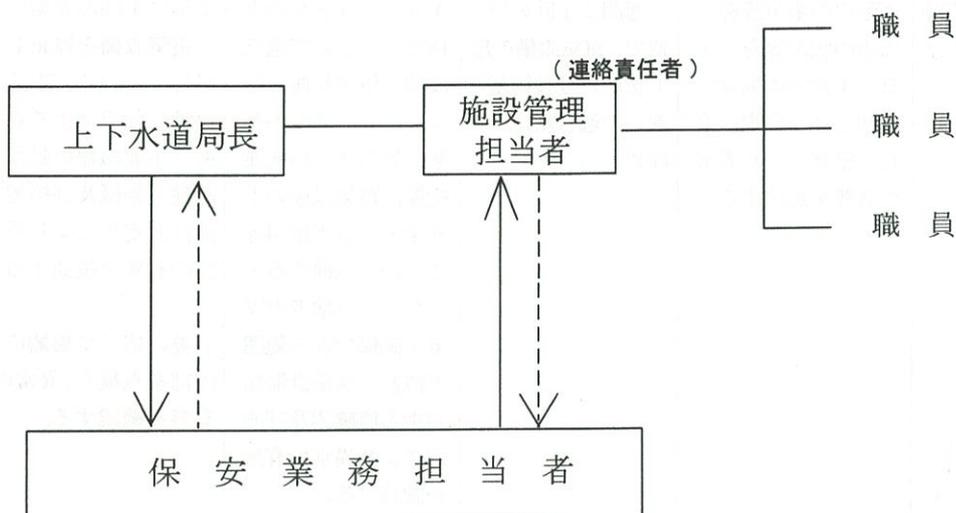
第25条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類、図面その他主要文書は、その写しを設備が存在する期間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第6条第2項関係)

電気保安組織図



————> 命令系統

-----> 連絡系統

別表 2.(第13条第1項関係)

点 検 業 務 実 施 要 領

	日常巡視	工事中の点検	月次点検	年次点検	臨時点検
巡視・点検 の区分 対象設備	運転中の電気設備、 周辺の状況等を、1 日～1週間の周期で 巡回しつつ目視、嗅 覚、聴覚により異常 の有無を点検する。	1週間に1回の周 期で、電気設備の施 工状況及び技術基 準への適合状況を 確認する	1ヵ月～3ヵ月の周 期で、主として電気 設備の使用状態で行 うもので、異常の有 無、異常発生の前兆 把握、電気設備の不 安全・不相当使用等 について点検すると ともに、点検者の安 全が確保できる範囲 で機器、装備計器類 の指示値確認及び測 定により異常の有無 を確認する。	1年に1回の周期で 、電気設備を停止し て行うもので、目視 、嗅覚、触手による点 検、主要機器の動作 試験、絶縁及び接地 抵抗測定等により異 常の有無を確認する 。 必要に応じて機器の 内部を点検し、異常の 有無を確認する。	電気事故その他 異常が発生した とき、異常が発 生する恐れがあ るとき又は年次 点検記録値の経 年変化等に著し い徴候が見られ たときに特別に 行う点検で、そ の原因を探求し 、再発防止及び 事故の未然防止 のための措置を 講ずる。
引込設備	設備に損傷を及ぼす 物がないか又作業が 行われていないかを 点検する。	【外観点検】 電気工作物の異音、 異臭、損傷、汚損の 有無	【外観点検】 電気工作物の異音、異 臭、損傷、汚損の有無 電線と他物との離隔 距離の適否	機器の連動特性試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の 連動特性試験
受電設備 配電設備	小動物、鳥獣、風雪及 び部外者が入るおそ れがないかを点検 異常な音や臭いがな いかを点検	電線と他物との離隔 距離の適否 機器器具、配線の取 付け状態	機器器具、配線の取 付け状態及び過熱の有無 接地線等の保護装置 の取付け状態 保護継電器の自己診 断表示点灯状態	機器の連動特性試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の 連動特性試験 機器の内部点検
負荷設備	機器の運転に異常が ないか、配線や機器に 損傷がないかを確認	接地線等の保護装置 の取付け状態	【測定等】 電圧値の適否及び過 負荷等（電圧、負荷電 流測定） 低圧回路の絶縁状態 （漏えい電流測定）	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の 連動特性試験
発電装置	機器の運転に異常が ないか、配線や機器に 損傷がないかを確認		上記外観点検	機器の連動特性試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の 連動特性試験
非常用 予備発電装置	機器の配線や機器に 損傷がないかを確認		上記外観点検 及び 機関の始動、停止の確認	機器の連動特性試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 停電状態における 機関の自動始動及 び停止	機器の 連動特性試験

- 備考：1. 日常巡視は、感電等の危険防止の観点から、用具を使用せず安全な所からの目視、嗅覚、聴覚による外観点検をいう。
2. 年次点検時には、測定・試験以外に月次点検の外観点検を行うものとする。
3. 臨時点検には、試験以外に異常のあった電気設備についての点検を行うものとする。

別表 3 (第13条第1項関係) 点検基準 (1/2)

電 気 工 作 物		点検・測定・試験項目	点 検 区 分			
			月次点検	年 次 点 検		臨時 点検
				周 期		
引 込 設 備	支持物・引込線 区分開閉器 電線・ケーブル 避雷器 接地工事 (接地線・保護管等) 地中電線路	外観点検	○			○
		保護継電器との連動試験		○	1年	○
		保護継電器の特性試験		○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		接地抵抗測定		○	1年	○
受 電	受電室・電気室 キュービクル	外観点検	○			○
		計器指示値の確認、又は電圧、 付加電流測定	○			○
	遮断器	外観点検	○			○
		保護継電器との連動試験		○	1年	○
	開閉器	保護継電器の特性試験		○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
	断路器	機能点検		○	必要の都度	○
		電力ヒューズ 計器用変成器 母線・支持物 避雷器 電力用コンデンサー 直列リアクトル	外観点検	○		
	絶縁抵抗測定			○	1年	○
	電 設	変圧器	外観点検	○		
二次漏洩電流測定			○			○
絶縁抵抗測定				○	1年	○
絶縁油の点検・試験				○	必要の都度	○
内部点検				○	必要の都度	○
備	受・配電盤 制御回路	外観点検	○			○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		保護継電器の連動試験		○	1年	○
		保護継電器の特性試験		○	1年	○
		計器校正試験・シーケンス試験		○	必要の都度	○
	蓄電池 充電装置	外観点検	○			○
		電池の比重・液温・電圧測定		○	1年	○
接地工事 (接地線・保護管等)	外観点検	○			○	
	接地抵抗測定		○	1年	○	

点 検 基 準 (2 / 2)

電 気 工 作 物		点検・測定・試験項目		点 検 区 分		
				月次点検	年 次 点 検	
			周 期			
配電設備	支持物 電線・ケーブル	外観点検		○		○
	開閉器類 避雷器	絶縁抵抗測定			○	1年
	接地工事 (接地線・保護管等)	接地抵抗測定			○	1年
負荷設備	配線 配線器具 電動機・電気溶接機 電力応用機器	外観点検		○		○
	接地工事 (接地線・保護管等)	絶縁抵抗測定			○	1年
	電熱装置、照明装置等	接地抵抗測定			○	1年
	特別機器	外観点検		△		○
		必要な点検・測定・試験		△		○
発電装置	原動機 発電機	外観点検		○		○
	蓄電池	始動・停止試験	自動試験		○	1年
			手動試験	○		
	充電装置	電圧・周波数測定		○		○
	接地工事 (接地線・保護管等)	絶縁抵抗測定			○	1年
	始動装置	接地抵抗測定			○	1年
	その他付属装置	電気関係保護継電器の連動特性試験			○	1年
		電池の比重・液温・電圧測定			○	1年
非常用予備発電装置	原動機 発電機	外観点検		○		○
	蓄電池	始動・停止試験	自動試験		○	1年
			手動試験	○		
	充電装置	電圧・周波数測定		○		○
	接地工事 (接地線・保護管等)	絶縁抵抗測定			○	1年
	始動装置	接地抵抗測定			○	1年
	その他付属装置	電気関係保護継電器の連動特性試験			○	1年
		電池の比重・液温・電圧測定			○	1年
絶縁監視装置		外観点検、警報レベルの確認		○		○
		設定値における誤差確認			○	1年
		動作試験・警報発報試験			○	1年
		自動伝送試験			○	1年

[備考]

1. 外観点検とは、主として目視により点検することをいう。
2. 負荷設備のうち特別機器とは、保守点検を行うために特別の資格や専門技術を必要とする設備、構造上点検ができない機器又は立ち入りに危険を伴う場所に設置された電気設備等をいう。
3. △印を付した事項は、専門業者において実施する。
4. 年次点検には、月次点検を含む。